

平成25年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成25年9月25日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第68号 那須塩原市子ども・子育て会議条例の制定について
議案第69号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
議案第70号 那須塩原市コミュニティセンター条例の廃止について
議案第71号 契約の変更について
議案第72号 那須塩原市黒磯水処理センター・塩原水処理センター長寿命化計画について
議案第73号 災害時相互応援協定の締結について
議案第74号 平成24年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
請願・陳情等について
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）
議案第60号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 平成25年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第66号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第76号 平成25年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号 平成25年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 認定第 1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成24年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成24年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 1 1 号 平成 2 4 年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 報告第 2 9 号 専決処分の報告について〔 損害賠償の額の決定及び和解 〕
(報告)
- 日程第 5 議案第 7 8 号 平成 2 5 年度一般会計補正予算 (第 5 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 発議第 1 1 号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 発議第 1 2 号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を
求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 発議第 1 3 号 「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に関する意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について
(承認)

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	伴内照和君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	古内貢君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	熊田一雄君	水道課長	舟岡誠君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿久津誠君
代表監査委員	大場浩一君	農業委員会 事務局長	平井英樹君
西那須野 支所長	玉木宇志君	塩原支所長	渡邊勝美君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹
課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章
議事調査係 小 池 雅 之

議事課長 白 井 一 之
議事調査係 人 見 栄 作
議事調査係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の取り扱い等についての議 会運営委員長報告、質疑、採決

議長（中村芳隆君） ここで、昨日議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、15番、齋藤寿一君。

〔議会運営委員長 齋藤寿一君登壇〕

議会運営委員長（齋藤寿一君） おはようございます。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、去る9月24日午前11時30分より第4委員会室において、委員全員、正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会の追加議案は、議会から提出された「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に関する意見書の提出についての1件であります。この取り扱いについては、即決扱いといたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

以上です。

議長（中村芳隆君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については議会運営委員長のとりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については議会運営委員長報告のとおりといたします。

議案第68号～議案第74号及

び請願・陳情の各委員長報告、
質疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 日程第1、議案第68号から議案第74号までの7件及び請願、陳情については議題といたします。

ただいま申し上げました議案7件及び請願、陳情については関係常任委員会に付託してあります。各委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
23番、平山啓子君。

〔総務企画常任委員長 平山啓子君登壇〕

総務企画常任委員長（平山啓子君） 皆様、おはようございます。

これより、総務企画常任委員会における審査結果についてご報告いたします。

平成25年第5回那須塩原市議会定例会において、当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件と、協定の締結に関する案件1件の合計2件でございます。

付託案件を審査するため、9月18日午前10時から第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

それでは、総務部総務課所管の議案第69号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部から、公益法人に関する法改正に伴い、市が職員を派遣している法人に名称変更があったことを受けて条例を改正するものと説明がありました。

審査の結果、議案第69号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、同じく総務部総務課所管の議案第73号 災害時相互応援協定の締結について申し上げます。

まず、執行部からは、この協定は廃棄物と環境を考える協議会に加盟している市町村が、大規模災害が発生して応急措置が必要な場合に、互いに応援協力することを目的として締結されたものとの説明がありました。

審査の結果、議案第73号 災害時相互応援協定の締結については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画常任委員会における審査の結果の報告を終わります。

議長（中村芳隆君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。
12番、鈴木紀君。

〔福祉教育常任委員長 鈴木 紀君登壇〕
福祉教育常任委員長（鈴木 紀君） みなさん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成25年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件2件、その他の案件1件、継続審査中の陳情1件の計4件であります。

これらを審査するため、去る9月17日、18日の2日間、第4委員会室において委員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉子ども課所管の議案第68号 那須塩原市子ども・子育て会議条例の制定について申し上げます。

委員からは、この会議は国連の子どもの権利条約を反映することを指針としているのかとの質疑があり、執行部からは、子どもの権利条約は制定の懇談会を別に設けている。そちらの協議が整えば当然この会議でも調査、審議することになるとの答弁がありました。また、他の委員からは、タイムスケジュールと構成メンバーについて質疑があり、執行部からは、次世代育成対策協議会を発展的に解消し、子ども・子育て会議に移行する予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第68号 那須塩原市子ども・子育て会議条例の制定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部生涯学習課所管の議案第70

号 那須塩原市コミュニティセンター条例の廃止について申し上げます。

委員からは、この施設を取り壊すに当たり存続してほしいなどの意見はなかったのかとの質疑があり、執行部からは、いなむらコミュニティ会長などと何回も話をしており、順調に取り壊しができると考えているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第70号 那須塩原市コミュニティセンター条例の廃止については、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 契約の変更について申し上げます。

委員からは、れんがが出てきた経緯についての質疑があり、執行部からは、元酢酸工場があり、それを解体したときにそこに使っていたれんがを現在の中学校の土中にそのまま埋めてしまったものであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第71号 契約の変更については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の翌日の19日には、塩原中学校建設状況を調査するため、現地を訪れ、契約変更に至ったれんが及び湧水の状況を写真で確認するとともに、建設工事の進捗状況の説明を受け、おおむね順調であることを確認いたしましたので、申し添えます。

次に、継続審査中の陳情第5号 高齢者外出支援タクシー券の存続を求める陳情について申し上げます。

委員からは、8月26日に陳情者が執行部に対し要望書を提出した。市民からの意見でも高齢者の外出支援、健康維持と増進にタクシー券の存続は非常に重要である。市民が求めるものとして当然であり、この陳情は採択すべきものであるとの討論がありました。また、他の委員からは、高齢者

外出支援タクシー券給付事業が単なる高齢者の足を確保するサービスではなく、本来高齢者の閉じこもり防止などを目的としていることから、いきなり廃止するのではなく、予約ワゴンバスが代替になり得るかどうか実証した上で、高齢者の意見を踏まえて検討すべきと考え、この陳情は採択すべきと考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、タクシー券が誰にでも平等に配布されているわけではない。タクシー券を廃止することは非常にマイナスであることは十分わかるが、存続させるためには検討する部分が多いと思う。よってこの陳情に対しては、趣旨採択としたいとの意見がありました。

採決をした結果、陳情第5号 高齢者外出支援タクシー券の存続を求める陳情については、賛成多数で採択するものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。
19番、若松東征君。

〔産業環境常任委員長 若松東征君登壇〕
産業環境常任委員長（若松東征君） おはようございます。

産業環境常任委員会に付託案件審査結果を報告いたします。

産業環境常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成25年第5回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、陳情案件2件であります。

これらを審査するため、去る9月18日に第3委

員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりまして各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

陳情第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情について申し上げます。

レジ袋有料化の制度化、またはリユースを考えた牛乳瓶の利用促進などは、持続可能な社会の転換を図るために必要であるとの意見がありました。

審査を行った結果、陳情第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情については、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第7号 那須バイオマスプラントの悪臭に関する陳情書について申し上げます。

委員からは、被害軽減に向けて全力を挙げて、県あるいは業者に対して市を通して要望していくことについては賛同する。しかし、市の説明と異なる内容の部分があるため、慎重に考えなくてはならないとの意見があり、また別の委員からは、プラントの稼働に関しては県が許可権者であり、市は県に対し、関係住民への説明を住民登録者に限らず、また自治体加入のあるなしにかかわらず、実施するように求める意見書を出しており、業者に対して地域に十分な説明をするよう求めた市の対応に問題なく、市の行為は関係規則条例等の本来の趣旨に沿わない重大な過失であり、悪臭問題を招いた一因とは言えず、反対するとの討論がありました。

審査を行った結果、陳情第7号 那須バイオマ

スプラントの悪臭に関する陳情書については、全員異議なく、不採択すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託されました案件の審査経過と結果であります。

以上であります。

議長（中村芳隆君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

14番、眞壁俊郎君。

〔建設水道常任委員長 眞壁俊郎君登壇〕

建設水道常任委員長（眞壁俊郎君） 皆さん、おはようございます。

建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成25年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、その他の案件2件、請願1件、陳情1件の計4件であります。

これらを審査するため、9月18日、9月19日、第2委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

議案第74号 平成24年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

委員からは、未処分利益剰余金が昨年度より増額になっているがとの質疑があり、執行部からは、水道料金の改定により水道料金の増加と、加入者加入金の増加によるものであると答弁がありました。

議案第74号 平成24年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

議案第72号 那須塩原市黒磯水処理センター・塩原水処理センター長寿命化計画について申し上げます。

委員からは、標準的な耐用年数は、また、5年間の年次計画はとの質疑があり、執行部からは、土木関係のものは50年から70年。電気、機械については8年から15年である。実際の現場では耐用年数の1.5倍から2倍もたせている状況である。年次計画については長寿命化計画に記載しているものについて対応するとの答弁がありました。

議案第72号 那須塩原市黒磯水処理センター・塩原水処理センター長寿命化計画については、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

陳情第1号 市道N2-11(加治屋掘線)と那須疏水加治屋掘の間の路肩改修並びに道路拡幅に関する請願について申し上げます。

委員からは、道路に関しては非常に危険を伴うように感じる。拡幅をして改善を図っていくのが望ましい。子どもの生活道路の安全性を考えれば採択であるとの意見があり、全員一致で採択すべきものと決しました。

陳情第8号 JR那須塩原駅東口におけるエレベーター設置に関する陳情について申し上げます。

委員からは、エレベーター設置は以前からあの地域にとって一つの大きな課題である。駅のバリアフリー化は法律までできている。エレベーターは設置すべきだ。那須塩原市の大事な顔である那須塩原駅にエレベーターがないというのは、まちづくりの中で一つの問題である。ぜひ設置できるように採択としたいとの意見があり、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果について報告を終わります。

訂正があります。

先ほど陳情第1号と発言しましたが、請願第1号でございます。よろしく申し上げます。

議長(中村芳隆君) 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長(中村芳隆君) 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(中村芳隆君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第68号から議案第74号までの7件については討論の通告者がないので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第68号から議案第74号までの7件については、総務企画、福祉教育、建設水道各常任委員長報告のとおりと決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(中村芳隆君) 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第74号については、原案のとおり可決されました。

次に、請願、陳情等について、請願第1号については討論の通告者がないので、討論を省略いたします。

請願第1号について、建設水道常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

請願第1号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(中村芳隆君) 起立多数。

よって、請願第1号については採択と決しました。

次に、陳情第5号について討論を許します。

11番、高久好一君。

〔 11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） おはようございます。

11番、日本共産党、高久好一です。

陳情第5号 高齢者外出支援タクシー券の存続を求める陳情に賛成する討論です。

陳情の内容は、お年寄りが病院や買い物に行くなど、高齢者の外出支援のタクシー券はどうしても必要ですので、存続させてくださいという署名939筆を添えた陳情です。

高齢者の健康維持と外出支援のためのタクシー券の存続を求める市民が多くいる中、9月末で廃止されようとしています。タクシー券は利用者が診療のための通院に75%、買い物に17%が使われます。開始以来6年間で2倍に利用がふえた事業で、まさに高齢者の命と暮らしを守るタクシー券とすることができます。

この事業を意向調査やアンケートも行わず、利用者からの電話や民生委員からの話等を聞いて廃止を決めたと報告されています。拙速過ぎたのではないかという質問も6月議会に出ています。丁寧で道理にかなった説明と手順こそ、市民と信頼を深める行政の基本です。これが欠けていたと言わざるを得ません。

自治会長、区長が市政懇談会で本音を報告しました。市民に聞かれてもどう答えてよいかわからない、困っている。不便になって困る様子が身近に住んでいてよくわかるだけに答えづらいのです。市の説明する高齢者がふえ市の負担が2倍になる、財政的にたえられない、無い袖は振れないでは、市民に納得してもらえません。

那須塩原市は、タクシー券について23年度で5,590万円余りを支出、今後も支出額がふえると見込まれる一方、利用者に偏りが出ていることなどを廃止の理由に挙げている。ことし3月5日の下野の記事です。

24年度は阿久津新市長にかわって骨格予算となりました。タクシー券を半減させる予算に市民が反発、批判が大きかったため、もとに戻しましたが、家族がパート勤務の世帯は送り迎えの時間があるとして利用を一部制限し、1割削って5,050万円の支出をしました。3月議会では2050年の人口推計から23年後に高齢者の数が2倍になり、費用も2倍の1億円になる。財政的にたえられないという説明でした。

6月の福祉教育常任委員会には、市から12年後のタクシー券の交付率を昨年の14.43%から15.95%に引き上げ、利用率を64.18%から68%に引き上げて計算し、総額を9,858万4,210円と推計した資料が提出されました。1億円になるよう積み上げた数字合わせと私は受けとめました。

9月議会で阿久津市長、渡邊副市長になって初めての決算書が出ました。本市の一般会計は22億円の黒字、特別会計と合わせた決算額は31億7,936万円の黒字となり、額は昨年よりふえています。市長選挙で財政の硬直化を指摘した市長も、ことしからは市の財政が全国的に見ても健全であることを自慢しています。効率的、効果的な財政運営をすれば、外出支援タクシー券は一般会計の黒字額の22億円の40分の1程度の予算があれば、十分存続することは可能です。

9月補正予算案に予備費として計上した4億6,122万8,000円があります。予備費の9分の1の予算で1年間の経費を賄うことができます。高齢者外出支援タクシー券の存続を求めます。

市は、高齢者の外出支援する制度で今後も実施するものとして3事業を示しています。

1、介護保険事業における通院等の条項の解除。要介護1以上の方が対象となっています。本市の介護認定者で3分の1を占める要支援1、2の方は使えません。

2番です。タクシーの料金助成事業。障害者が対象で一般の方は使えません。

3つ目です。新交通システムゆ～バスと新たに始まる停留所から停留所までの市予約ワゴンバスが路線と便数、時刻表が21日に新聞で折り込まれました。

便利で安い市民の足をという市民の声に、幹線を走るゆ～バス、柔軟に玄関から目的地までドアツードアで結ぶデマンド交通を何度も議会で提案してまいりました。全国や県内でもほとんどの市や町が利便性や経済性を考えて導入しているのがデマンド交通システムです。

1月に出された市長の25年度の市政運営方針では、ゆ～バスの路線を一部見直し、デマンド交通に切りかえるとともに、ゆ～バスの路線を充実してまいりますとしています。

デマンド交通は、県内20市町で運行し、県内の全市町が導入、あるいは導入に向けて歩き出した。ことし1月11日の下野の記事です。

那須塩原市は、10月から地域バスゆ～バスの運行路線を見直す一方、デマンド交通を試行的に運行する。デマンド交通は試行期間を2年とし、その後見直す。3月5日の下野の記事です。

そして、6月議会では、事前に予約し停留所から停留所までの全国では実績のない那須塩原市独自の市予約ワゴンバスとなりました。デマンド交通の計画が後退すると、市民が大きな懸念を抱いています。

高齢者外出支援タクシー券の存続を求める陳情と署名は6月議会に提出され、継続審査とされてきました。タクシー券の存続を求める要望書は、日本共産党が8月26日、チーム那須塩原と公明クラブが30日に、それぞれ市長に提出しています。

市民の声に寄り添う行政と高齢者外出支援タクシー券の存続を強く求め、陳情第5号 高齢者外

出支援タクシー券の存続を求める陳情に賛成する討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第5号について、福祉教育常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第5号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、陳情第5号については採択と決しました。

次に、陳情第6号については討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

陳情第6号について、産業環境常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第6号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、陳情第6号については採択と決しました。

次に、陳情第7号について討論を許します。

15番、齋藤寿一君。

〔15番 齋藤寿一君登壇〕

15番（齋藤寿一君） 陳情第7号 那須バイオマスプラントの悪臭に関する陳情書について、反対の立場で討論いたします。

この陳情の要旨においては、株式会社鈴木産業の那須バイオマスプラントにおいて、稼働当初から悪臭問題が発生している。生ごみの腐敗臭、発酵臭が季節を問わず連日漂い、我々住民は日常生活においてたえがたい大きな苦痛を強いられてい

る状況である。

陳情内容の1であります。効果的な臭気対策を早急に実施させ、被害軽減を全力を挙げて取り組むこととあり、これに対しては平成24年7月2日に稼働が開始し、同年4月末ごろ市に悪臭の苦情が寄せられ、栃木県北環境審議事務所と市の環境対策課で立ち入り検査を行い、排気口の構造見直しや排気口のかさ上げの検討、オゾン脱臭の効果検証を事業者に指導しております。このことにより、事業者は排気口の構造の見直しを行い、県悪臭防止対策指導要綱の指導基準以下になったため、しかし12月の測定ではまた指導基準を超えたため、県は事業者に対し、悪臭改善に向けた設備改修計画を盛り込んだ改善計画を実施いたしました。

なお、市においても臭気測定を実施し、排出口からの臭気対策を改善項目に盛り込むよう、県及び事業者にも今後とも働きかけていくとの考えであります。

また、住民説明については、県と市は当該事業者と陳情が出ている住民との説明を行うよう指導しており、その成果、本日25日に開催されることとなっております。

陳情内容の2であります。地域が施設の最近隣ではなく、実際の最近隣地域には組織化されていない多数の住民が存在することを承知していたにもかかわらず、実態を無視して前記の地域の限定した市の行為は、関係規則条例等の本来の趣旨に沿わない重大な過失で、悪臭問題を招いた一因と言える。

これについては、まず施設設備の手続については、栃木県が栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づき行うこととなっており、県指導要綱第10条では、関係住民に説明するに当たり、関係地域及び関係住民の範囲を決定することとなっており、

その関係住民とは、関係地域に住所を有するものであり、住民登録しているものとなっております。市は、県、事業者に対し、自治会加入者のみならず区域内住民に広く説明を行うよう求めてきております。

このようなことから、2に記載されている要望については、市も住民以上に県、事業者に対し意見あるいは調査しており、何ら問題はなく、むしろ先行して地域住民のために県、事業者に働きかけております。

この陳情に関しましては、反対とさせていただきますが、引き続き今後このような問題とならないよう、県及び事業者に対し関係区域内に住居のある者と明記し、自治会に加入のあるなしにかかわらず関係住民とするよう県に求めることを望み、反対討論といたします。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第7号について、産業環境常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第7号について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立少数。

よって、陳情第7号については不採択と決しました。

次に、陳情第8号については討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

陳情第8号について、建設水道常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第8号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、陳情第8号については採択と決しました。

議案第59号～議案第62号、
議案第65号及び議案第66号、
議案第75号～議案第77号の
予算審査特別委員長報告、質疑、
討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第2、議案第59号から議案第62号、議案第65号及び議案第66号、議案第75号から議案第77号までの9件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果の報告を願います。

予算審査特別委員長、23番、平山啓子君。

〔予算審査特別委員長 平山啓子君登壇〕
予算審査特別委員長（平山啓子君） これより、予算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成25年第5回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された議案は、議案第59号から議案第62号、議案第65号及び議案第66号、議案第75号から議案第77号までの補正予算案件9件でございます。

これらの議案の審査のため、9月24日火曜日午前10時より本庁303会議室において、委員全員出席のもと、予算審査特別委員会全体会を開催いたしました。

審査に当たっては、私と3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号から議案第62号、議案第65号及び議案第66号、議案第75号及び議案第76号の特別会計に係る補正予算案件7件についてでございますが、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成25年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 予算審査特別委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第59号から議案第62号、議案第65号及び議案第66号、議案第75号から議案第77号までの9件は、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第59号から議案第62号、議案第65号及び議案第66号、議案第75号から議案第77号までの9件

については、予算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、議案第59号から議案第62号、議案第65号及び議案第66号、議案第75号から議案第77号までの9件については、原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第11号の決算特別委員長報告、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第3、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成24年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの11件を議題といたします。

ただいま申し上げました認定案件11件については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

決算審査特別委員長、17番、吉成伸一君。

〔決算審査特別委員長 吉成伸一君登壇〕
決算審査特別委員長（吉成伸一君） 決算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成25年第5回那須塩原市議会定例会において、当特別委員会に付託された案件は、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成24年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの決算認定案件11件であります。

これらを審査するため、昨日9月24日火曜日、午後10時40分より本庁303会議室において、委員

全員出席のもと、決算審査特別委員会全体会を開催いたしました。

審査に当たっては、4人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、反対、賛成それぞれ1名ずつの討論がありましたが、採決の結果、賛成23、反対1で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成23、反対1で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号につきましては、全員異議なく、認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成23、反対1で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号から認定第11号までの7件につきましては、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

議長（中村芳隆君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、高久好一です。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

平成24年度の当初予算は、阿久津新市長の選挙公約で掲げた変革の予算は6月議会の補正予算で盛り込むとし、当初予算は義務的経費や既存施設の維持管理費を中心とした骨格的予算としました。市は喫緊の放射能対策として中学生以下、子ども全員の被曝量調査を初め、ホールボディーカウンターとガラスバッジ導入を計上しました。

決算は、一般会計の歳入を446億8,213万円、歳出は422億8,096万円となり、24年度の一般会計は21億9,707万円の黒字決算としています。平成24年度の9つの全ての特別会計では、9億8,229万円の黒字決算です。那須塩原市では一般会計、特別会計合わせて31億7,936万円の黒字となり、昨年より4億8,373万円ふえました。

監査委員の意見では、一般会計、特別会計に係る歳入未済額と不納欠損額について、収入未済額は42億1,686万円で前年と比較すると17.9%減らした一方で、不納欠損額は7億4,661万円、35.9%増加させたと、収入未済額及び不納欠損額をふやさないための実効ある滞納整理の取り組みを求めています。

24年度の市全体の収納率は88.1%で、昨年度よ

り1.9ポイント向上しています。国民健康保険税の現年度分と滞納繰り越し分を合わせた全体の収納率は63.50%と改善されたものの、引き続き深刻と国保収納率の厳しい現況を指摘しています。財政調整基金と減債基金の残高の合計は67億2,854万円と、昨年より8億3,009万円積み増しされ、将来の財政環境の変化の中でも、市がなすべき役割を果たしていけるよう、引き続き努力を求めています。

自治体の財政力を示す財政力指数は、0.795で前年度より1.7ポイント落ちています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.2%と、前年度から2.7ポイント改善しました。公債費比率は前年度から0.98ポイントと1.0%改善され、財政構造の健全性を示す公債費負担比率は17.8%、0.2ポイント改善させていることなどから、数値による財政管理は改善しつつあります。住民サービスを低下させないもとでの財政改善を求めるものです。

24年度決算を認定できない理由は、骨格的予算と称して福祉やまちづくり、教育、生活道路など市民の生活に密着した自治活動費やタクシー券を大幅に削減する一方、予備費を11倍の5億5,000万円にふやしたひとりよがりや乱暴な、最初から全力を尽くさない日和見予算の生活を引きずっていくこととなります。

阿久津市長の市政を変革するという決意が消えかけ、市民は新市長に地元の県議としての実績を期待していただけに、憤りと落胆を隠しませんでした。抗議を受けた予算は肉づけとして戻すが、何も言われなければそのまま予算化された。公約のホールボディーカウンターは医師会の反対を理由に取りやめられました。一方で、9月予算では効果が疑問視される突然のフランス視察を計上、数の力で強行し、多くの市民から市民が納めた税

金を一部の人が使っていると、目先の実績づくりのために無駄遣いと批判を受けました。

市長選で、この3年間急激に市の財政が悪化し、県内で事実上断トツの硬直化状況にあると指摘した市長が、今では市の財政が全国の類似自治体の中でも上位にあり、健全であることを自慢しています。新聞に書いてある経常収支比率をそれほど気にしなくなったとしていますが、財政分析をする能力が疑われる問題です。

市民の命と健康を守るセーフティネットとしての国民健康保険は、一般会計からの繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別の事情の範囲を広げ、資格証の発行は早急に取りやめ、加入者全ての世帯に国保証が行き届くようにするべきです。税収を高めるための新しい滞納者をつくらないという対策は、土日の納税相談のように、制裁による差し押さえではなく、市民に丁寧な対策を進めるよう求めるものです。

県で一番高いごみ袋は、国がごみの減量の要因を分別によるものと評価を変えた現在、高いままにしておく理由は全くなっています。早急に半額に引き下げて市民に還元すべきです。

市長が後退することはないと公約した産廃問題とTPPでは、明確に反対を表明したとするものの、国の専権事項であり、みずから何をするというものではないと答弁しています。市の基幹産業と位置づける農業、地場産業、医療、保険などに大きな影響を及ぼすTPPにこの程度のかかわりでは安心はできません。積極的な関与を求めるものです。

これからの財政運営には、市民サービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民のニーズに応える市民サービスを確保し、東電原発事故の放射能汚染から市民の健康と暮らしを守る

那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、反対する討論を終わります。議長（中村芳隆君） 13番、磯飛清君。

〔13番 磯飛 清君登壇〕

13番（磯飛 清君） 13番、磯飛清です。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

平成24年度は当初予算を骨格的予算と位置づけ、事務事業執行のための必要最低限の経常経費や法令等に基づく義務的経費などを中心として計上し、さらには喫緊の課題に対応すべく放射能対策事業などの政策的経費の一部について盛り込み、編成されたものであります。

同年6月の定例議会において、政策的経費を含めた補正予算が可決され、骨格的予算であった当初予算に対する肉づけを行った実質の平成24年度予算が決まり、市政運営が行われたわけでありす。

このような背景がある中で編成された24年度一般会計決算については、歳入決算額446億8,213万70円、歳出決算額422億8,096万3,925円、歳入歳出差し引き額24億116万7,145円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億409万1,500円を差し引いた実質収支は21億9,707万5,645円の黒字決算となっております。

歳入においては、法人市民税や子ども手当県負担金、臨時特例交付金などが増額となったものの、特別交付税や子ども手当負担金、土木費補助金、災害復旧費補助金などの減額や、諸収入項目である那須地区ふるさと市町村圏基金の皆減などにより、歳入総額は前年度に比べ5億5,339万6,665円、1.2%減額であります。

歳出においては、23年度と比較して自立支援法関連事業や介護基盤整備、大田原赤十字病院新築

移転の財政支援、放射能対策事業、中学校耐震改修事業、稲村公民館建設事業などが主な増額要因となっており、東日本大震災復興推進基金管理費、震災対応経費や那須野が原総合農地開発事業、緊急経済対策キャッシュバックキャンペーンなどの皆減、社会資本整備総合交付金事業や那須塩原駅北土地区画整理事業、西那須野地区まちづくり交付金事業などの事業進捗による減額や災害復旧費などの減額であり、歳出総額は前年度に比べ12億8,111万1,432円、2.9%減額であります。

このような決算概要の中、財政指数においては財政運営の健全性を示す実質収支比率は8.1%であり、前年度より2.4ポイント上昇、財政構造の弾力性を示す経済収支比率は91.2%であり、前年度より2.7ポイント改善されております。公債費の一般財源に占める割合を示す公債費比率は9.8%で、前年度より1.0%改善され、また財政構造の健全性を示す公債費負担比率も17.8%となり、前年度より0.2ポイント改善されております。また、将来負担比率においても数値としてあらわれない良好な状況となっております。

経済の変化による税収入の変動や国の政策や制度の改正、廃止、諸事業の進捗、緊急財政の出勤など、年々財政運営は難しいものとなっているものと思います。また、24年度財政運営は、冒頭に申し上げたように、通常と異なった予算編成からのスタートとなった中での運営であり、その難しさは大きなものがあつたと推測しているところであります。

決算の中身については、前に述べたように、実質収支において黒字決算を示し、財政指数においても各項改善が図られておることから、賛意を示し、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成するものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、高久好一です。

認定第2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

那須塩原市の国保加入世帯は1万9,772世帯、被保険者は3万7,251人で、昨年より38世帯で415人の減少です。歳入の総額は136億9,506万円とし、昨年度比4.3%の増、歳出の総額を129億2,480万円、昨年度比で5.3%増とし、歳入歳出差し引き額7億7,025万円の黒字とするものです。

市は合併時に行った保険料の値上げによって蓄えられた財政調整基金は、収納率の向上と市民の健康への努力によってさらに積み上げられ、21億8,224万円に達しました。

県外に目をやれば市民の生活状況に寄り添い、北海道の旭川市のように2万円を超す保険料の引き下げや姉妹市の新座市のように2年連続で国保税を引き下げている自治体もあります。

那須塩原市の国民健康保険税について、大きな

課題は、保険料の収納率の向上をさせつつ、全国的にも県でも2番に多い資格証、短期証の発行をいかに減らしていくかにあります。市町村の国保財政が厳しくなった最大の原因は、国が国庫負担を大きく減らし続けてきたことを指摘し、国庫負担をもとに戻すよう求めなければなりません。

栃木県は財政的には豊かな位置にあるにもかかわらず、建設土木偏重を重ねた結果、住民サービス切り捨て、増税の栃木未来プロジェクトを敷かざるを得なくなりました。県から市や町への県民1人当たりの国保財政への支援はもともと少なかった上に、栃木県など34都府県が22年度から早々ゼロとしました。

那須塩原市は新しい滞納者を出さない対策として、収税課の新設、臨戸訪問、差し押さえ、コンビニ収納など、収納対策を強めてきました。市民には不況と厳しい雇用状況の中、市の国保財政の引き下げが栃木県で初めて行われたものの、まだ高く払い切れないという状況が続いています。

市には、収納率の向上を初めとする財源の確保、医療費の適正化などの推進と歳出の削減にも努めるとしています。2013年6月の指標によれば、収納率で県内最下位を5年連続から抜け出し、3年目の24年度は対調定で前年度より2.4%改善され、県内で14位となりました。

監査委員の意見では、急速に日本の経済が回復することは見込めず、国民健康保険等の収入未済額の解消に向けて効果的な滞納処分の実施と一層の滞納対策を求めています。

2012年6月1日現在、全国の資格証明書の発行が4年連続ワーストワンの栃木県。市の短期証発行が1,425世帯で、発行率7.14%、県内第2位。資格証の発行は1,233世帯、発行率6.18%でこちらも県内第2位であり、滞納者への厳しい制裁は続いています。

後期高齢者医療のほうに優良納入者が移り、構造改革による雇用破壊の中で、受け皿とする国民健康保険が生活困窮者を抱え込む厳しい財政運営になっている中、市民は国保保険料が高くて払い切れず、滞納せざるを得ない悪循環が続いています。

対策の効果は出てきているとしていますが、制裁的な差し押さえではなく、土日の休日納税相談のような丁寧な対応で最終的に納めてもらうことを目指すべきです。

全国の自治体が一般会計からの繰り入れをふやし、国保会計を支援しています。那須塩原市の繰り入れは2,962万円と、昨年より1,026万円ふえています。栃木県の自治体の平均は全国的に比べ少ない上に、減らす状況にあります。一般会計からの国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、生活困窮も使える資格証の発行はやめて、加入世帯の全てに国民健康保険を届くようにすべきです。

全国の3割を超す自治体では、さいたま市のように資格証を発行することをやめています。制裁を科して資格証を発行しても、結果として診療がおくれ、病状の悪化を招き、医療費の増大につながり、収納意欲の低下を招くだけでよいことは何もないという理由からです。

県内の自治体でも国保財政は半数が赤字です。その中で、上三川町、那珂川町、芳賀の3自治体は、資格証の発行をしませんでした。

市は財政調整基金、皆さんの家庭では貯金と同じです。この財政調整基金の取り崩して保険料の引き下げを栃木県で初めて実施しましたが、その結果、収納率が上がり、市民の健康への努力で医療費は市が見込んでいたほどかからなかったため、減る見込みの財政調整基金が2年連続でふえ続け、先ほど言いました21億8,244万円と積み上げられ

ました。市民の納めた大切な税金です。市は抱え込まないで二度目の保険料の引き下げを行い、市民に還元すべきです。

国には国庫負担の増額を求め、市民が払いやすい保険料の設定と収納率を引き上げるためのきめ細やかな相談体制、保険証の取り上げはやめ、高校生年齢まで子ども医療の無料化を広げたのに合わせ、群馬県のように中学3年生まで完全無料化を目指すべきです。

市民の生命と健康を守る那須塩原市が本来の仕事ができるよう要望し、認定第2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第3号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成24年度那須塩原市介護

保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、高久好一です。

認定第4号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

24年度決算は、第5期介護保険事業計画の初年に当たり、計画の着実な実現のためとして、第1号被保険者数を23年度比1,216人増の2万4,959人、要介護認定者数を23年度比261人増の3,940人とするものです。歳入総額は60億9,505万円、昨年より8%の増、歳出では総額が59億5,302万円で、7.4%の増となっています。歳入歳出差し引き額は1億4,203万円の黒字となり、約1億130万円を翌年度に繰り越すとするものです。

市長の市政運営方針では、生きがいサロンや元気アップデイサービスセンターの設置など、高齢者が住みなれた地域でできる限り自立した生活ができるよう、地域密着型サービス事業の整備を継続してまいりますとしています。

しかし、当初は骨格的予算により、地域の自治活動費まで減らす手法に市民が戸惑い、憤り、高齢者を支援する地域の事業の継続さえ危ぶまれました。

国の介護事業は依然として認定者の増加に追いつかない状況が続いています。国庫負担が少ないという理由から起こる介護保険の構造的欠陥が健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となっていない現状を大幅に変革することが求められています。

決算に反対する理由は、全国での特養ホームでの待機者が42万人と、必要な人が入れない現状が大きな社会問題になっています。市の入所待機者

は、24年度末で49人が減ったものの、226人と県内でも多く、対策のペースが落ち、市民が施設を利用できず大変困っています。

保険料は払っても施設が足らず使えない。介護保険発足当時から言われている保険あって介護なしの現状があります。徐々に解消するものと市長は言うものの、使えないまま亡くなる方がおり、事態は深刻です。市もまだ十分な数に達していないとしています。入所先を紹介されても大田原の外れや、宇都宮では使うことはほとんど不可能です。早急な入所待機者解消対策を強く求めるものです。

2つ目の理由は、市では保険の滞納者に給付制限を行っており、23年度は17人、24年度は12件の給付制限措置を行っております。1割の自己負担額を3割支払わなければ利用できなくする制裁です。制限された人の平均は8.75カ月で、最短で1カ月、最長は38カ月にまで及びます。障害者と健康弱者に給付を制限すればどうなるか、早急に中止すべきです。

3つの理由は、市の数を減らした不十分なニーズ調査の結果、利用者のニーズからずれが生まれ、市の職員も介護従事者の努力も評価されない状況があります。

高齢者の外出支援では敬老事業の招待年齢の引き上げが続けられています。外出支援タクシー券は市の一方的な半減計画が実施され、市民の批判に押され、撤回はされましたが、家族がパート勤務の世帯は切り捨てが断行されました。早急な対策を求めます。

介護保険制度が発足してから12年、介護をめぐる状況はますます深刻化しています。施設も在宅介護も重度の人がふえ、認知症もふえ、家族の負担もふえています。

今話題になっている孤立死、孤独死のニュース

や、老人だけの老老介護がふえ、介護が原因の他殺や心中など、痛ましい事件が報道されています。

軽度者を介護保険から除外する方向が3党合意のもとに政権に復帰した安倍首相のもとで進められています。要介護の認定が厳しくなり、利用できるサービスの量や内容が制限され、否応なく保険料が年金から天引きされても必要なサービスが受けられない状況があります。

利用料が高くて払えず、認定されても介護を利用できない人がふえている一方で、介護事業所では介護勤労者が非正規雇用や低賃金のため慢性的な人材不足が続いています。障害者や健康弱者が安心して暮らせる世の中であってこそ、誰もが安心して暮らせる世の中になっていきます。

世界経済の中で日本だけが勤労者の際立った所得減と、構造改革による若者には就職難、地域には東電の原発事故による放射能汚染による被害が市民を襲っています。

要支援者、要介護者の健康と暮らしを守るという那須塩原市の本来の仕事ができるよう要望し、認定第4号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対するものです。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号 平成24年度那須塩原市水道事業会計

決算認定についてまでの7件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第5号から認定第11号までの7件については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号から認定第11号までの7件については、原案のとおり認定されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告第29号の上程、報告、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第4、報告第29号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕を議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

〔副市長 渡邊泰之君登壇〕

副市長（渡邊泰之君） 報告第29号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書2ページから3ページ、議案資料はございません。

本件は、平成25年7月28日、那須塩原市鍋掛地内の市道黒磯大田原1号線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、被害者は市道黒磯大田原1号線を大田原方面から国道4号方面に向かって走行中、道路上の穴に左前輪を落とし、左前輪のタイヤを破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側60%、相手側40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金6万2,601円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（中村芳隆君） 報告、説明が終わりました。

議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第5、議案第78号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第78号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は1ページから3ページです。

今回の補正は、緊急雇用創出事業を活用し、観光誘客戦略策定のためのアンケート実施に必要な

予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では15款県支出金で、緊急雇用創出事業費補助金864万4,000円を追加するものであります。また、歳出では5款労働費で、震災及び原子力災害に伴う風評被害の影響による観光客の減少に歯どめをかけ、観光事業の復興に向け、積極的な誘客事業を展開するための戦略策定にかかわる首都圏住民を対象としたアンケート調査実施の経費として、864万4,000円を追加するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ864万4,000円を追加し、一般会計歳入歳出予算総額を497億1,831万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第11号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第6、発議第11号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、15番、齋藤寿一君。

〔議会運営委員長 齋藤寿一君登壇〕

議会運営委員長（齋藤寿一君） 発議第11号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地上自治法の一部改正に伴い、議会本会議における公聴会の開催と参考人の招致について規定するものであります。あわせて、質疑の回数を制限している条文を削除し、関連する文言を整理するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

議員各位におかれましては趣旨をご理解の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第11号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第7、発議第12号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業環境常任委員長、19番、若松東征君。

〔産業環境常任委員長 若松東征君登壇〕

産業環境常任委員長（若松東征君） 発議第12号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について、ご説明いたします。

容器包装リサイクル法は、リサイクルのための分別収集、選別保管を自治体の税負担で行うことになっているため、リサイクルの優先に偏っており、ごみ排出削減の面から不十分であり、また牛乳瓶などの環境によりリユース容器が使われなくなってきました。

このため、リサイクルコストを製品価格に内部化させることなどにより、事業者に対し、ごみの発生抑制や環境に配慮させる取り組みを強化することが不可欠です。

よって、我が国が一日も早く持続可能な社会への転換を図れるよう、同法律の制定を求めるために意見書を提出するものであります。

以上、説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第12号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第8、発議第13号 「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

放射能対策検討特別委員会委員長、21番、相馬

義一君。

〔放射能対策検討特別委員長 相馬義一君
登壇〕

放射能対策検討特別委員長（相馬義一君） 発議
第13号 「原発事故子ども・被災者支援法」の基
本方針に関する意見書の提出について、ご説明い
たします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に
よって、大量に拡散した放射性物質の影響により、
本市におきましては、いまだ高い放射線量が計測
されているところがあり、日常生活、また将来の
健康について不安を余儀なくされる状況が長く続
いております。そのような中、原発事故子ども・被
災者支援法が平成24年6月に可決成立されまし
た。

この法律は一定の基準以上の放射線量が計測さ
れる地域に居住等している者、特に子どもに対し、
被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事
項を定め、生活を守り支えるための被災者生活支
援等施策を推進し、不安の解消及び安定した生活
の実現に寄与することを目的とするものでありま
す。

このたび、同法において定めることが義務づけ
されている支援対象地域の基本方針案が国により
示されましたが、支援対象地域を福島県中通及び
浜通りの避難指示区域を除く市町村に限定すると
しており、本市は準支援対象地域に位置づけられ
ております。

しかしながら、地域指定の基準線量等が不明確
であり、本市においては放射線量の高い地域が存
在していることから、支援の必要性は基本方針案
に示された支援対象地域と同様であります。

よって、本市を支援対象地域に含めるよう強く
求め、意見書を提出するものであります。

以上、提案説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

発議第13号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、先ほど日程第6 平成25年度那須塩原市
一般会計補正予算（第5号）について、原案のと
おり可決されました宣告をいたしませんでしたの
で、改めて宣告をさせていただきます。失礼をい
たしました。

閉会中の継続審査の申し出につ

いて

議長（中村芳隆君） 次に、日程第9、閉会中の
継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長、福祉教育常任委員長、産
業環境常任委員長及び建設水道常任委員長から、
会議規則第104条の規定により、お手元に配付い

たしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員長、福祉教育常任委員長、産業環境常任委員長及び建設水道常任委員長の申し出のとおり、これを承認することに決しました。

市長挨拶

議長（中村芳隆君） 以上で平成25年度第5回那須塩原市議会定例会の議案は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 平成25年第5回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る9月6日から本日まで20日間にわたり開催されました第5回市議会定例会、本日をもって閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様には、平成25年度那須塩原市一般会計補正予算や、平成24年度各会計の決算認定などのほか、合わせて41件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りましてありがとうございました。議案審議の過程や会派代表質問及び市政一般質問の場において、皆様方から示されましたご意見等につきましては、今後十分に検討をさせていただきたいと考えています。

このような中、本市におきましては10月19日、

20日の西那須野産業文化祭を皮切りといたしまして、10月26日、27日にかけて那須野巻き狩り祭り、11月3日の那須塩原ハーフマラソンなど、市を挙げてのさまざまな事業が開催される運びとなっております。これらの事業をきっかけに、地域振興と市内産業の活性化が促進されれば大変ありがたいと考えております。各行事の開催に当たり、ご尽力を賜ります関係機関の皆様方に、心から感謝を申し上げますとともに、議員の皆様方におかれましては、ぜひご参加をくださいますようお願いいたします。

秋本番を迎え、過ごしやすい季節を迎えておりますが、朝夕の冷え込みなど、寒暖の差も大きくなることから、体調管理には十分ご留意の上、引き続き市政の運営、発展にご協力をお願い申し上げます。第5回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 市長の挨拶が終わりました。

閉会の宣告

議長（中村芳隆君） 閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日から20日間にわたり開催されました平成25年第5回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところでございます。

これもちまして、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成25年9月25日

議 長 中 村 芳 隆

署 名 議 員 佐 藤 一 則

署 名 議 員 鈴 木 伸 彦